

表 3/3面談時ご指摘事項への回答

No.	コメント内容	コメント回答
1	火災感知設備は申請当時、消防に確認した上で申請を行っているのか、申請時の状況を説明すること。	多くの火災感知設備が設置されている建物天井については、補強工事の実施にあたり所轄消防に確認した上で申請を行っていましたが、トイレについては物置への変更を想定しておらず、また、防護カバーや遮熱板で囲われるエリアについては、十分な認識が至らず確認できませんでした。
2	今回の原因の発端となったトイレ室の用途変更の理由、なぜ、トイレ室を物置にせざるを得なくなったのかを説明すること。	当該区域を備品置場として活用する需要があり、物置として活用することとなりました。
3	設工認申請当時、事業者が防護カバー、遮熱板の中に火災感知設備を設置しなくても良と判断した理由を説明すること。	消防法に関する知識を有する人員がいたが、本件の設計段階で消防法に関するレビューが不十分だったため、設置の必要性に気づくことができませんでした。
4	現時点の状態は消防法に違反する状態か。	所轄消防へはご相談の上、パトロール回数を増やし監視強化の措置を講じることでご了解を得ております。
5	平成31年に1次設工認の軽微変更届け出で火災感知設備の追加を実施している。この時にこの件は確認していなかったのか。	平成31年の1次設工認の軽微変更届に際し行った消防への確認では、廃棄物管理棟の火災感知設備の設置に関するものであり、今回ご報告の転換工場他は確認しておりませんでした。